

2018年版

行政書士

過去問

マスター

DX

デラックス

東京法経学院

㊤ 〈日本複製権センター委託出版物〉

本書（誌）を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<http://www.jrrc.or.jp> eメール：info@jrrc.or.jp 電話：03-3401-2382〉

## はしがき

資格試験の学習において、過去問の重要性はいうまでもありません。どういうところが問われるのか、どの部分を学習しておけばよいのか教えてくれる唯一の素材であり、学習を進めていくにあたり有用な指針となるものです。特に近年の問題を分析して出題傾向を知っておくことは合格のために必須といえます。

本書は、平成25年度から平成29年度までの過去5年分の本試験問題を体系別に収録した行政書士試験の過去問集です（法改正等の関係で未掲載のものもあります）。配点の高い、多肢選択式・記述式につきましては平成18年度以降の問題（過去12年分）を掲載しております。

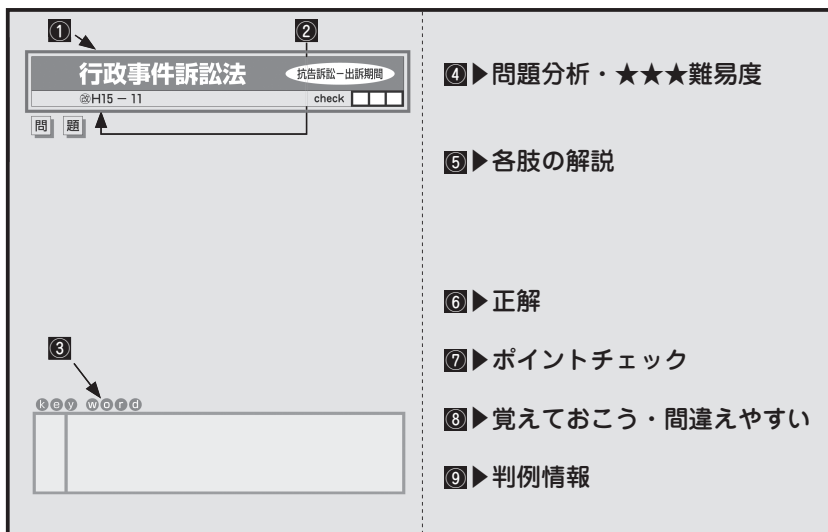
なお、各問題は最近の改正法令により問題をアレンジし、解説してあります。

本書を利用されるすべての受験生が、本試験において合格を果たされることを祈願いたします。

2018年1月

東京法経学院 編集部

## 本書の見方・使い方



本書は、本試験の問題を法令ごとに項目別に分類し、掲載しています。左（偶数）ページに問題を、右（奇数）ページに解説等を配置し、1問あたり各2ページで構成されています。ページを構成する様々な項目の内容については、以下の説明をご覧ください、本書を最大限にご活用下さい。

### ① タイトル

法令科目名と内容の分類を表示しています。分類ごとに配列していますので、学習しやすいかたちになっています。

### ② 出題年度と㊦マーク

本試験での出題年度と問題番号を表示しています。巻末に出題一覧表がありますので、各年度ごとに問題を見たいときなどにご利用下さい。㊦は法改正により問題文をアレンジしたという表示です。

### ③ key word・ワンポイントアドバイス

左ページ（偶数ページ）の下に『key word』又は『ワンポイントアドバイス』を記しました（記述のない頁もあります）。これは、問題文の中で分かりにくい用語を中心に、簡潔に紹介しています。問題を解くためのヒントではありません。

### ④ 問題分析・★★★難易度

出題の内容（何について問われているか）と出題の根拠（条文からか、判例からかなど）を表示しています。また、注意すべきポイントや解法（考え方）などについても紹介しています。

また、★印の数で、問題の難易度を表わしました。

★＝易しい   ★★＝普通   ★★★＝難しい

### ⑤ 各肢の解説

問題の5肢を解説しています。正解肢以外の肢についても、しっかり読むようにして下さい。なお、かっこ内の法令名のない条文は当該法令科目の条文です。

### ⑥ 正解番号

正解肢の番号です。問題を解く際には、奇数ページを本のカバーなどで隠して解くようにして下さい。

### ⑦ ポイントチェック

問題の中心となっている事項を簡潔にまとめました（記述のない頁もあります）。問題を解答するだけでなく、「知識」として身につけるようところがけて下さい。

### ⑧ 覚えておこう・間違えやすい

最重要事項や間違えやすいポイントを、まとめました（記述のない頁もあります）。知識の整理や確認に役立てて下さい。

### ⑨ 判例情報

各肢の解説で紹介された判例について、紹介しています（記述のない頁もあります）。



## ご利用上の注意

**1** 本書は、平成25年度から平成29年度までの過去5年間分の業務法令科目及び一般知識の本試験問題について収録しています。また、多肢選択式・記述式につきましては、平成18年度以降の問題を掲載しています。収録にあたっては、講学上の体系にそって項目別に配列しなおしています。項目は、各法令の編・章に準じています。

**2** 本書は、原則として、2017年11月1日現在の法令に基づいて、編集しています。本書の編集基準日から、本試験の法令基準日（2018年4月1日）までの法令改正の情報につきましては、「法改正（正誤）情報」（下記）へアクセス下さい（なお、追録の送付はございませんのでご了承下さい）。

URL <http://www.thg.co.jp/support/book/>

**3** 本書では、平成30年度試験に対応するため、法令改正等により、一部問題文をアレンジして編集しています。

**4** 巻末に、科目別出題一覧をつけました。

**5** さらに効果的な学習のため、本書と併せて弊社刊行の「明快！これで合格行政書士①②」のご利用をお勧めします。

# TABLE OF CONTENTS

## ① 業務法令

基礎法学	10
憲法	32
行政法の一般的な法理論	108
行政手続法	188
行政不服審査法	230
行政事件訴訟法	256
国家賠償法・損失補償	322
地方自治法	346
民法	384
商法・会社法	524

## ② 一般知識

政治・経済・社会	576
情報通信・個人情報保護	650
文章理解	690

科目別掲載頁一覧	720
----------	-----

### 問題

第二次世界大戦後の日本の法制度に関する次のア～オの出来事を年代順に並べたものとして正しいものはどれか。

- ア 行政事件訴訟特例法にかわって、新たに行政事件訴訟法が制定され、その際、無効等確認訴訟や不作為の違法確認訴訟に関する規定が新設された。
- イ それまでの家事審判所と少年審判所が統合され、裁判所法の規定に基づき、家庭裁判所が創設された。
- ウ 環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることなどを目的とする環境基本法が制定された。
- エ 民法の改正により、従来の禁治産・準禁治産の制度にかわって、成年後見制度が創設された。
- オ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が制定され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与する裁判員制度が導入された。

- 1 ア→エ→イ→オ→ウ
- 2 ア→イ→エ→ウ→オ
- 3 ア→イ→ウ→エ→オ
- 4 イ→ア→ウ→エ→オ
- 5 イ→エ→オ→ア→ウ

### key word



#### 禁治産・準禁治産の制度

平成11年民法改正以前の行為能力制限制度。「心神喪失ノ常況ニ在ル者」については禁治産者として後見人が付せられ、「心神耗弱者及ヒ浪費者」については準禁治産者として保佐人が付せられ行為能力が制限された（旧民法7条、11条等）。



## 問題分析



本問は、日本の法制度に関する出来事の年代順を問う問題です。

## 各肢の解説

- ア 1962 (昭和37) 年。**行政事件訴訟特例法は、行政事件に関し、民事訴訟法に対する特例（例えば、訴願前置主義、内閣総理大臣の異議の制度、事情判決の制度等）を一括して規定したものであったが、行政事件訴訟に関する他の規定との解釈上の疑義を生じることが少なくなかった。そこで、全般的な見直しが行われ、1962 (昭和37) 年に、行政事件訴訟特例法にかわって、新たに行政事件訴訟法が制定された。
- イ 1949 (昭和24) 年。**第二次世界大戦後、家事事件は地方裁判所の支部として設けられた家事審判所において、少年事件は行政機関であった少年審判所において別個に取り扱われていた。しかし、日本国憲法の制定に伴い、特別裁判所の設置が禁止された（同法76条2項前段）ことから、少年審判所を最高裁判所の系列の裁判所に組織替えることになった。その際、家事審判所も地方裁判所から独立させ、少年審判所と統合することとなり、1949 (昭和24) 年に、裁判所法の規定に基づき、家庭裁判所が創設された。
- ウ 1993 (平成5) 年。**従来、公害対策は公害対策基本法により、また、自然環境保護は自然環境保全法により行われていた。しかし、化学物質汚染等は、二つの別々の法体系でとらえていたのでは対応しきれず、環境の保全に関する施策を一元的に行うための法律が必要となった。そこで、1993 (平成5) 年に、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることなどを目的とする環境基本法が制定された。
- エ 1999 (平成11) 年。**禁治産・準禁治産の制度では、①禁治産と準禁治産の二つしかなく、各人の判断能力や保護の必要性の程度に応じた柔軟な保護を提供できないこと、②禁治産・準禁治産宣告を受けた事実が戸籍に記載されるなどのように本人のプライバシーへの配慮が足りないことなどが問題であるとされていた。そこで、1999 (平成11) 年に、民法が改正され、従来の禁治産・準禁治産の制度にかわって、成年後見制度が創設された。
- オ 2004 (平成16) 年。**国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることにより司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上が図られるとして、2004 (平成16) 年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が制定され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する裁判員制度が導入された。なお、裁判員制度は、2009 (平成21) 年から実施されている。
- 以上より、ア～オの出来事を年代順に並べると、イ→ア→ウ→エ→オであるから、正解は4である。

正解 4

## ポイントチェック

### 第二次世界大戦後の日本の主な法制度改革

1946年	日本国憲法の制定
1947年	地方自治法の制定
1949年	家庭裁判所の創設
1962年	行政事件訴訟法、行政不服審査法の制定
1993年	行政手続法、環境基本法の制定
1999年	情報公開法の制定、成年後見制度の創設
2003年	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の制定
2004年	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の制定

# 行政手続法

総合

H26 - 13

check

## 問題

行政手続法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政手続法の行政指導に関する規定は、地方公共団体の機関がする行政指導については、それが国の法令の執行に関わるものであっても適用されず、国の機関がする行政指導のみに適用される。
- 2 地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、行政手続法の意見公募手続に関する規定は適用されないが、地方公共団体の機関がする処分については、その根拠となる規定が条例に定められているものであっても、同法の処分手続に関する規定が適用される。
- 3 申請に対する処分であっても、処分をするか否かに行政庁の裁量が認められないと考えられる処分については、行政庁が審査をする余地がないため、届出の手続に関する規定が適用される。
- 4 行政庁が不利益処分をしようとする場合、処分の名あて人となるべき者でなくても、当該処分について法律上の利益を有する者に対しては、弁明の機会の付与の手続に関する規定が適用される。
- 5 行政手続法の規定が適用除外される事項は、同法に定められているので、個別の法律により適用除外とされるものはなく、個別の法律に同法と異なる定めがあっても同法の規定が優先して適用される。

## key word



### 名あて人

処分の相手方として行政庁に名指しされた者のこと。

## 問題分析



本問は、行政手続法に関する総合問題です。

## 各肢の解説

- 1 **正しい**。行政手続法の行政指導に関する規定は、地方公共団体の機関がする行政指導については適用されず、国の機関がする行政指導のみに適用される（3条3項）。したがって、本肢は正しい。
- 2 **誤り**。地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、行政手続法の意見公募手続に関する規定は適用されない（3条3項）。しかし、地方公共団体の機関がする処分については、その根拠となる規定が条例に定められているものであれば、行政手続法の処分手続に関する規定は適用されない（3条3項）。したがって、本肢は誤っている。
- 3 **誤り**。届出とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう（2条7号）。届出の定義から申請に該当するものが除かれているように、行政手続法においては、届出と申請は別個のものとして位置づけられている。したがって、申請に対する処分について、届出の手続に関する規定は適用されないから、本肢は誤っている。
- 4 **誤り**。行政手続法は、不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続（聴聞、弁明の機会の付与）を執らなければならない旨定めている（13条1項）が、処分の名あて人となるべき者以外について、意見陳述のための手続を執らなければならない旨の定めはない。したがって、本肢は誤っている。
- 5 **誤り**。行政手続法1条2項は、「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。」と規定している。したがって、個別の法律に行政手続法と異なる定めがある場合は、当該個別の法律の規定が優先されるから、本肢は誤っている。

正解 1

## ポイントチェック

### 申請と届出

申請	行政庁に応答義務あり →申請認容という応答行為によって申請者の期待する法律状態が実現
届出	行政庁は応答行為を行う必要はない →一定事項を通知すれば届出人が期待する法律状態が実現

### 問題

制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 家庭裁判所が後見開始の審判をするときには、成年被後見人に成年後見人を付するとともに、成年後見人の事務を監督する成年後見監督人を選任しなければならない。
- イ 被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為は、法に定められている行為に限られ、家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求があったときでも、被保佐人が法に定められている行為以外の行為をする場合にその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。
- ウ 家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によってその審判をするには、本人の同意がなければならない。
- エ 家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- オ 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人または被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始または補助開始の審判を取り消す必要はないが、保佐開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始の審判を取り消さなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

## 問題分析



本問は、制限行為能力者について条文知識を問う問題です。

## 各肢の解説

- ア 誤り。**家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する（843条1項）。しかし、後見監督人については、必置ではない（849条）。したがって、家庭裁判所が後見開始の審判をするときに成年後見監督人を選任しなければならないわけではない。
- イ 誤り。**家庭裁判所は、審判により、被保佐人について、民法13条1項各号に掲げる行為以外の行為についても保佐人の同意を要するものとすることができる（13条2項本文）。
- ウ 正しい。**本人以外の者の請求によってする、保佐人に対する代理権付与の審判については、本人の同意がなければならない（876条の4第1項、2項）。
- エ 正しい。**本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない（15条2項）。
- オ 誤り。**後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（19条1項）。

**以上により、正しいものは、ウ及びエであるから、正解は4である。**

正解 4

## ポイントチェック

### 後見・保佐・補助開始の審判と本人の同意

	請求権者	保護者	本人の同意
後見開始の審判	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官	成年後見人(自然人・法人)	不要
保佐開始の審判	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官	保佐人(自然人・法人)	不要
補助開始の審判	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官	補助人(自然人・法人)	必要

### 問題

日本の選挙に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 衆議院議員総選挙は、衆議院議員の4年の任期満了時と、衆議院の解散がなされた場合に行われる。
- 2 参議院議員通常選挙は、参議院議員の6年の任期満了時に行われるが、3年ごとに半数を入れ替えるため、3年に1回実施される。
- 3 比例代表により選出された衆議院議員は、所属する政党を離党し、当該選挙における他の衆議院名簿届出政党に所属した時でも、失職しない。
- 4 最高裁判所裁判官は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、国民審査に付される。
- 5 国政選挙の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を有している者は、外国にいながら国政選挙で投票することができる。

### key word



#### 在外選挙

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」という。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている人である。

## 問題分析



本問は、日本の選挙に関する問題です。

## 各肢の解説

- 1 **正しい**。衆議院議員総選挙は、衆議院議員の任期満了か解散の場合にのみ行われる（憲法45条、54条1項参照）。
- 2 **正しい**。参議院議員通常選挙は、3年に1度行われる（憲法46条参照）。
- 3 **誤り**。比例代表により選出された衆議院議員が当選後、当選時の所属政党以外の政党（当該選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの）に所属することとなったときは、失職する（公職選挙法99条の2第1項、国会法109条の2第1項）。
- 4 **正しい**。最高裁判所裁判官は、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付される（憲法79条2項）。
- 5 **正しい**。在外選挙人名簿の登録を経て在外選挙人証を有している者は、外国にいながら日本の国政選挙で投票することができる（公職選挙法49条の2）。

正解 3

+ 1

プラスワン

### 衆議院議員選挙・参議院議員選挙

衆議院議員選挙	<ul style="list-style-type: none"><li>① 任期満了（4年）又は衆議院の解散</li><li>② 定数は465人（このうち、289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員）</li><li>③ 小選挙区比例代表並立制</li></ul>
参議院議員選挙	<ul style="list-style-type: none"><li>① 任期満了（6年）、3年毎に総定数の半数を改選</li><li>② 定数は242人（このうち、146人が選挙区選出議員、96人が比例代表選出議員）</li><li>③ 選挙区選挙と非拘束名簿式比例代表制選挙</li></ul>